

マナーを守って楽しい遊漁

☆漁業法

漁場の総合的な利用による漁業の発展を目的とする法律です。

漁業権、漁業の許可、漁業調整委員会、遊漁規則などについて規定しています。

●漁業権（特に遊漁者に深い）

漁業権とは一定の水面で特定の漁業を排他的に営む権利であり、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の3種類があります。漁業権が設定されている水面では、次のような行為をすると漁業権侵害罪に問われることがあります。

- ・採貝・採藻漁業などを行っている漁場内で、アサリ・サザエなどの貝類、ワカメ・ヒジキなどの海藻類、ウニ・ナマコ・タコ類の定着性の水産動植物を漁協組合員以外の者が捕った場合
- ・漁業権対象漁業の操業を妨害したり、漁場の価値を損なうようなことをした場合

●特定水産動植物の採捕禁止（全国的に悪質な密漁が多いもの）

許可、漁業権に基づかずに特定水産動植物（アワビ・ナマコ・シラスウナギ）を採捕した場合は、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金に問われることがあります（改正される漁業法の施行日はR2.12.1）。

☆福岡県漁業調整規則及び福岡県内水面漁業調整規則

漁業法及び水産資源保護法に基づき知事が定めており、福岡県内で水産動植物を採捕する漁業者や遊漁者などに適用される規則です。規則に違反した場合は、懲役若しくは罰金、科料の罰則が適用されます。

●遊漁者の実質的な規制として、次のようなことが規定されています。

・遊漁者が使用可能な漁具・漁法

海面においては、さお釣り及び手釣り、たも網及び又手網、投網(船を使用しないものに限る。)、やす及びはし、徒手採捕です。

内水面においては、竿釣り、たも網、徒手採捕などで、漁業権がある河川においては遊漁券が必要です。

遊漁者はトローリング（曳き縄）はできません。

・採捕できる大きさの規制

アサリ、シジミ、コイ、フナなどに大きさの規制を設けています。

・採捕禁止期間

フナ、アユ（河川によって異なります）など

・漁具漁法の制限及び禁止

水中鉄砲（発射装置を有する漁具）、水中に電流を通じてする漁法など

☆漁業調整委員会の指示による規制

- アサリじょれんの間口制限及びじょれんを使用したアサリ採捕の禁止(福岡湾)
- 小型定置網漁業の操業保護区域
- 浮きを利用した釣りの制限 など

これも参考にしてください。 水産庁 遊漁のルールとマナー
福岡県漁業管理課 漁業と遊漁のルール

問い合わせ先

福岡県農林水産部水産局 漁業管理課漁業調整係（海面に関すること）
水産振興課養殖内水面係（内水面に関すること）

電話：福岡県庁代表 092-651-1111

内線（4112（海面））、（4134（内水面））

リンク先

水産庁 遊漁のルールとマナー

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/attach/pdf/index-22.pdf>

福岡県漁業管理課 漁業と遊漁のルール（福岡県漁業調整規則及び福岡県内水面漁業調整規則）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/38/168/>